

2026 年度 事業計画書

(2026 年 7 月 1 日～2027 年 6 月 30 日)

2026 年 6 月 16 日

公益財団法人 ジャイアン 2020

【事業の概要】

経済的な理由により就学困難な学生に対して奨学金の支給による支援を行い、学生の学習の機会を増やし、社会に有意な人材の育成をすることにより、国家・社会に貢献する。
具体的には母子家庭の生徒で、志を持ちながらも就学に関して経済的に困難な状況の者に対して支援を行う。

【奨学事業の内容】

(1) 奨学金の給付計画

① 関東地区の高校の中から 20 名の母子家庭の奨学生を採用し奨学金の給付を行う。

(1) 第 6 期生の採用 (2026 年 6 月決定)

20 名 (2 年生 8 名 3 年生 12 名)

(2) 第 7 期生の採用 (2027 年 6 月末に決定予定)

20 名 (2 年生 8 名 3 年生 12 名) (注) 2 年生及び 3 年生の人数内訳は予定。

2 年生は 7 月より支給するが、3 年生は 2027 年 4 月に遡及して支給する。

(3) 継続の奨学生 (第 5 期生の 3 年生 4 名)

② 予算額

(1) 継続の学生

第 5 期生 4 名 $\times$ 50,000 円 $\times$ 9 ヶ月 (2026 年 7 月～2027 年 3 月)

=1,800,000 円

(2) 新規採用の学生

第 6 期 2 年生 8 名 $\times$ 50,000 円 $\times$ 12 ヶ月 (2026 年 7 月～2027 年 6 月)

=4,800,000 円

第 6 期 3 年生 12 名 $\times$ 50,000 円 $\times$ 9 ヶ月 (2026 年 7 月～2027 年 3 月)

=5,400,000 円

第 7 期 3 年生 12 名 $\times$ 50,000 円 $\times$ 3 ヶ月 (2027 年 4 月～2027 年 6 月)

=1,800,000 円

合計 13,800,000 円

なお、奨学事業に充当する基本財産受取配当金は 24,000,000 円を見込んでおり、これを奨学金給付の財源とする。また、剰余金は 2027 年度以降の給付に充当する。

(2) 奨学生の指導・育成計画

奨学生の資質の向上を図るため、奨学生対象に年に 1 回レポートの提出を求めるほか、セミナーを毎年秋に開催する。また、適宜、指導・助言を行う。

【会議】

(1) 理事会の開催

事業報告・収支決算、事業計画・収支予算、公益財団法人の運営に関わる重要事項等を審議するため、2 回以上開催する。

(2) 評議員会の開催

貸借対照表および正味財産増減計算ならびにこれらの附属明細書承認のほか、評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項を審議するため、1 回以上開催する。

【その他】

- (1) 当財団のホームページ等にて、奨学生の募集や当財団の事業に関する広報を行う。
- (2) その他、当財団の目的を達成するために必要な事業を行う。